

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人香徳会
代表者	理事長 加藤 公彦
所在地	〒465-0025 名古屋市名東区上社三丁目 1911 番地
電話番号	052-701-7000

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	いだか居宅介護支援事業所
指定事業所番号	2371500063（平成11年8月31日指定）
所在地	〒465-0025 名古屋市名東区上社四丁目 160 番地の 1 けやきビル 2 階
電話番号	052-701-7600
営業日及び営業時間	月曜日～土曜日（祝日、12月30日～1月3日除く） 9:00～17:00（訪問等で事業所に不在時及び営業時間外は携帯電話に転送） 土曜日は9:00～12:00 電話対応のみとする。
管理者	井上 紀子
通常の事業実施地域	名古屋市名東区、千種区、守山区

(2) 事業所の職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	3名以上（管理者含む）

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

事業所は、要介護者等からの依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるように指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とします。

(運営の方針)

事業所は、要介護者である利用者様が、保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者様及びご家族の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介、その他の便宜を提供いたします。

- ・サービス事業者の選定は、利用者様及びご家族様の希望をふまえつつ、公正中立な立場で複数の事業者の紹介、選定理由の説明を行います。
- ・前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数を占める割合を説明いたします。
- ・前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの

回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明いたします。(別紙参照)

- ・当事業所は介護支援専門員育成のための実習の受け入れを行っています。

4. 居宅介護支援の内容

- (1) 要介護認定申請の代行等の援助
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ・居宅サービス計画の作成にあたり、訪問し状況把握や課題分析等のアセスメントを行います。
 - ・居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付。また計画作成後、毎月1回は訪問し、利用者様の状態やサービス実施状況の把握等のモニタリングを行います。
- (3) サービス担当者会議の開催、関係機関との連絡調整
- (4) 給付管理業務
- (5) 介護保険施設等の紹介
- (6) その他相談業務

5. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡いたします。

6. 利用料金

- (1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。
- (2) 通常の事業実施地域の利用者様への訪問等の交通費は無料です。

※居宅介護支援 サービス内容と単位 (法令で定める介護報酬に準ずる)

令和6年4月現在

サービス内容	単位	要件	
居宅支援Ⅰ 1	1086	要介護1・2	
居宅支援Ⅰ 2	1411	要介護3・4・5	
居宅支援初回加算	300	1月につき	
居宅支援特定事業所加算Ⅰ	519	1月につき	
居宅支援特定事業所加算Ⅱ	421	1月につき	
居宅支援特定事業所加算Ⅲ	323	1月につき	
特定事業所医療介護連携加算	125	1月につき	
居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	250	1月につき	
居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	200	1月につき	
居宅支援退院退所加算Ⅰ 1	450	1月につき	入院(入所)中1回まで
居宅支援退院退所加算Ⅰ 2	600	1月につき	入院(入所)中1回まで
居宅支援退院退所加算Ⅱ 1	600	1月につき	入院(入所)中1回まで
居宅支援退院退所加算Ⅱ 2	750	1月につき	入院(入所)中1回まで
居宅支援退院退所加算Ⅲ	900	1月につき	入院(入所)中1回まで
居宅支援緊急時カンファレンス加算	200	月2回まで	
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算	400	1月につき	

7. 苦情・相談等の受付

事業者が行う居宅介護支援に関するご相談や苦情、また利用中の介護サービスに関するご相談や苦情等は、遠慮なく下記までご連絡ください。

苦情等の窓口

(1) 事業所における窓口

いだか居宅介護支援事業所 電話 052-701-7600

受付時間 営業時間内

苦情等相談窓口 担当者 井上 紀子

(2) 行政機関等

愛知県国民健康保険団体連合会		0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5
名古屋市健康福祉局高齢福祉課		0 5 2 - 9 5 9 - 3 0 8 7
名東区役所	介護保険課	0 5 2 - 7 7 8 - 3 0 0 9
千種区役所	介護保険課	0 5 2 - 7 5 3 - 1 8 6 4
守山区役所	介護保険課	0 5 2 - 7 7 8 - 4 6 0 4
天白区役所	介護保険課	0 5 2 - 8 0 7 - 3 8 9 4
尾張旭市役所	福祉部長寿課	0 5 6 1 - 5 3 - 2 1 1 1
日進市役所	高齢福祉課	0 5 6 1 - 7 3 - 1 4 9 7
長久手市役所	保健福祉部福祉課	0 5 6 1 - 6 3 - 1 1 1 1

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 入院時の対応

入院された場合は、サービス事業者への連絡をし、医療機関との連携を行います。スムーズに連携を行うために、入院された医療機関へ担当の事業所名と介護支援専門員名をお伝えください。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者様等の人権・虐待防止のために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年6回開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置きます。

11. 暴言・暴力・ハラスメントの防止

職場内におけるハラスメント防止に努めます。合わせて、利用者様からの職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。